

2020 年 10 月 7 日

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

NASDAQ100 3倍ブル

追加型投信／海外／株式／特殊型(ブル・ベア型)



当社は、2020 年 10 月 23 日に「NASDAQ100 3 倍ブル」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

1. ファンドの目的

日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数(米ドルベース)の値動きの3倍程度となることをめざします。

●NASDAQ100指数について

NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です。(対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます。)指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は毎年12月に行なわれますが、それ以外に、臨時に入替えが行なわれることがあります。NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数(NASDAQ Composite Index)とは異なる指数です。

2. ファンドの特色

日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数(米ドルベース)の値動きの3倍程度となることをめざして運用を行ないます。

(注1)基準価額は、原則として計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場が反映されます。

(注2)米国の営業日においてNASDAQ100指数(米ドルベース)の値動きの3倍程度となるための調整を行なうこととします。そのため、日本の休業日前後の基準価額の値動きが、NASDAQ100指数(米ドルベース)の値動きの3倍から乖離する場合があります。

以下の投資対象から流動性等を考慮してその配分比率を決定します。

- 米国の株式市場の値動きを享受する連動債券
- ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
- 米国の株価指数先物取引

※上記投資対象以外に、上記投資対象と同様の投資成果が期待できる資産を組み入れることがあります。

※連動債券について、くわしくは「投資対象連動債券の概要」をご参照下さい。

※外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託することがあります。

〈ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッドについて〉

- ダイワ・アセット・マネジメント(アメリカ)リミテッド(所在地:米国 ニューヨーク州)は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。
- 北米およびラテンアメリカの株式の運用・調査業務などを行なっています。

◎為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

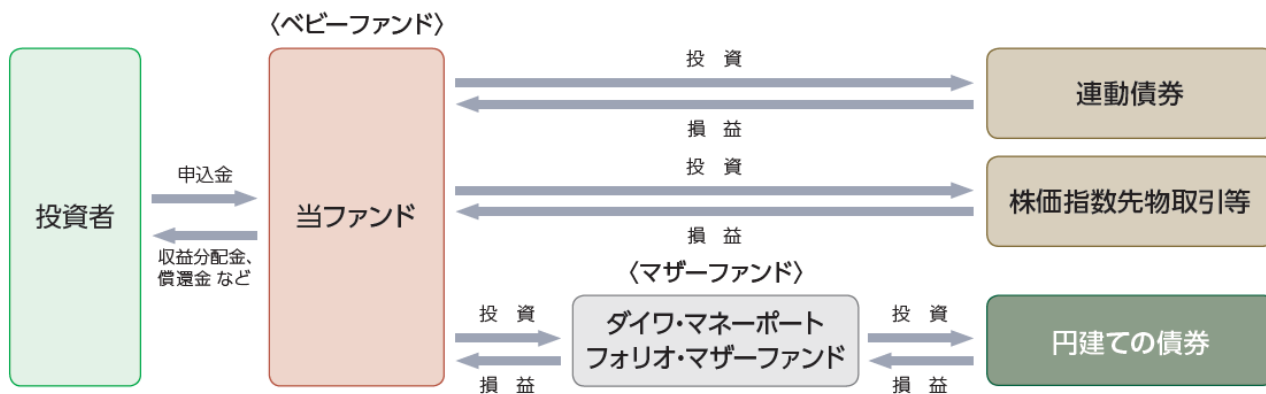
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式での運用の他、連動債券および先物取引等を通じた運用により投資成果を享受します。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- 基準価額が5営業日連続して1,000円未満となった場合、最長3カ月程度運用を継続した後、わが国の短期金融商品等による安定運用に切り替えを行ないます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年10月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2021年10月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等の額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社(以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。)によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

3. 追加的記載事項

日々の基準価額の値動きは、対象指数の値動きの「ちょうど3倍」になるとはかぎりません。その主な要因は次のとおりです。

- イ. 対象指数の値動きと、連動債券が内包する担保付スワップ取引に起因する連動債券の値動きとの差
- ロ. 対象指数の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ヘ. 株価指数先物の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ト. 株価指数先物の最低取引単位の影響
- チ. 配当利回りと短期金利の差
 - ※将来の米国の金利水準によっては、さらに乖離が拡大する場合があります。
- リ. 為替変動により、株価指数先物取引の買建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離することにより、目標とする投資成果が達成できない場合があること

〔投資対象連動債券の概要〕

発行体／表示通貨	ボルト・インベストメンツ・ピーエルシー／円建て
連 動 対 象	クレディ・スイス・トリプル・ブル・US・テクノロジー・JPY・トータルリターン・インデックス
特 色	① 原則として、クレディ・スイス・トリプル・ブル・US・テクノロジー・JPY・トータルリターン・インデックスに連動します。 ② クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とした担保付スワップ取引を通じて、クレディ・スイス・トリプル・ブル・US・テクノロジー・JPY・トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を享受します。
報 酬 等	債券の評価額に対して年率0.30%程度 ただし、その他運用コスト等の費用がかかります。
信 用 格 付 け	信用格付けは取得しておりません。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象連動債券が変更となる場合等があります。

『ボルト・インベストメンツ・ピーエルシー』について

※ボルト・インベストメンツ・ピーエルシーは、分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別管理されています。

4. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
 株価指数先物取引の利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場の下落によって、株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。
 連動債券への投資に伴うリスク	当ファンドが投資対象とする連動債券において、連動債券が追加発行されないこととなる場合および連動債券の早期償還事由が生じた場合は、株価指数の値動きの3倍程度の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。連動債券の発行体が、スワップ取引を活用した場合で、スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、株価指数の値動きの3倍程度の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。
 連動対象の指数に関するリスク	当ファンドは、日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数(米ドルベース)の値動きの3倍程度となることをめざして、純資産規模を上回る投資を行なうことから、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。
 為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。



カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

また、連動債券の値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

5. 追加的記載事項

基準価額の値動きについて

- 1** ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「3倍程度」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】翌日に対象指数が10%下落し、翌々日に対象指数が10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)	翌々日(前日比)	翌々日と基準日の比較
対象指数	100	90 -10%	99 +10%	-1%
当ファンドの基準価額	100	70 -30%	91 +30%	-9%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
「当ファンド」の基準価額は $(91-100) \div 100 = -9\%$ であり、
対象指数の値動き $(99-100) \div 100 = -1\%$ の3倍とはなっていません。

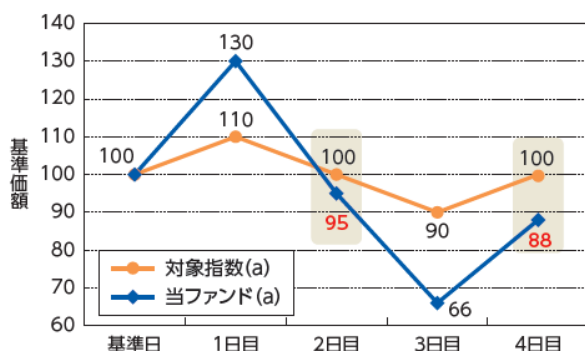
【例2】翌日に対象指数が10%上昇し、翌々日に対象指数がさらに10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)	翌々日(前日比)	翌々日と基準日の比較
対象指数	100	110 +10%	121 +10%	+21%
当ファンドの基準価額	100	130 +30%	169 +30%	+69%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
「当ファンド」の基準価額は $(169-100) \div 100 = 69\%$ であり、
対象指数の値動き $(121-100) \div 100 = 21\%$ の3倍とはなっていません。

- 2** 一般に、対象指数が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】対象指数が±10の範囲で上昇・下落を繰返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「対象指数(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「対象指数(a)」が上昇・下落を繰返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

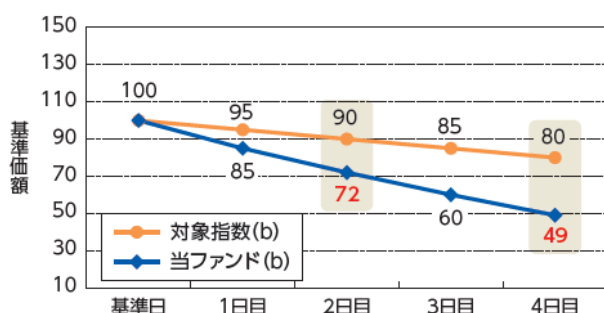
※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

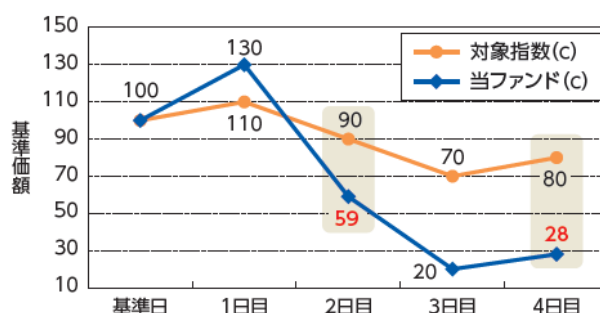
〔例2〕対象指数が

「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

(1-1) 一方的に下落した場合



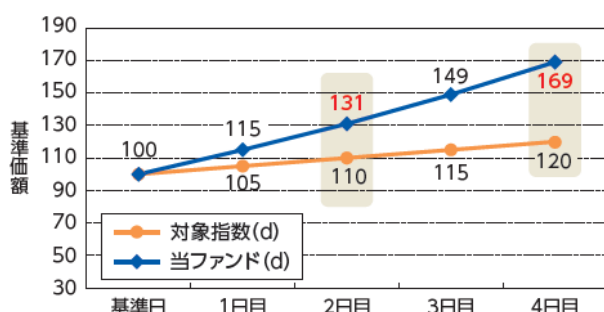
(2-1) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合



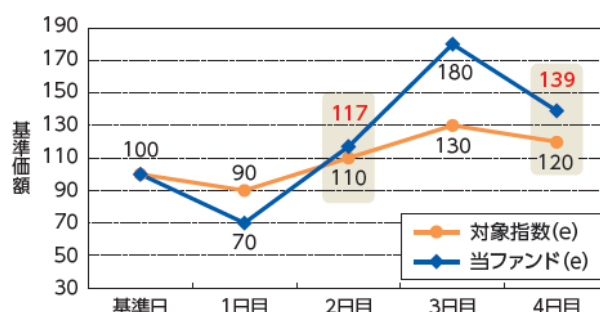
		基準日	2日目	4日目
対象指数		100	90	80
(1)一方的に下落した場合	当ファンド(b)	100	72	49
(2)上昇・下落しながら次第に下落していった場合	当ファンド(c)	100	59	28

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「対象指数(b)」および「対象指数(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「対象指数(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「対象指数(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、対象指数が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に下落する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

(1-2) 一方的に上昇した場合



(2-2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



		基準日	2日目	4日目
対象指数		100	110	120
(1)一方的に上昇した場合	当ファンド(d)	100	131	169
(2)上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	当ファンド(e)	100	117	139

(1-1)、(2-1)と同様に、対象指数が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

6. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.22375% (税抜1.1125%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.4875%
	販売会社	年率0.60%
	受託会社	年率0.025%
投資対象とする 連動債券	年率0.30%程度	連動債券にかかる費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用の 概算値	年率1.52375%(税込)以下 (連動債券にかかる費用等を含めたものです。実際の組入状況等により変動します。)	
安定運用に 切り替わること となった場合	基準価額が5営業日連続して1,000円未満となり、安定運用に切り替わることとなった場合、安定運用開始日の翌日から以下の料率に切り替えます。 年率0.088%(税抜 0.08%)	
	配分(税抜)(注1)	
	委託会社 年率0.06%	販売会社 年率0.01% 受託会社 年率0.01%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 当ファンドおよび連動債券における「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

7. ご参考

◆ 販売会社：エイチ・エス証券、三菱UFJ信託銀行

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日 ② 「委託会社の休業日でありかつナスダック(米国)またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日でない日」の前営業日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2020年10月23日から2022年1月14日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	● 次に該当する場合には、委託会社の判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 ・ 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行なわれないときもしくは停止されたとき。 ・ 株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。

 その他	信 託 期 間	2023年10月20日まで(2020年10月23日当初設定) 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・NASDAQ100指数(米ドルベース)が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年10月22日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2021年10月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	1,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 https://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2020年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三菱UFJ信託銀行

8. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上

＜お問い合わせ先＞ 営業企画部プロモーション戦略課 TEL 03-5555-3483